

平成25年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成25年12月9日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 2号 砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第 5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

議案第 4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議案第 7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 北谷文夫君

委員 一ノ瀬弘昭君

増井浩一君

副委員長 増山裕司君

委員 飯澤明彦君

水島美喜子君

多比良 和 伸 君
小 黒 弘 君
沢 田 広 志 君

土 田 政 己 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君
(議 長 東 英 男)

○欠席委員（1名）

委 員 増 田 吉 章 君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文
砂 川 市 監 査 委 員 奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 角 丸 誠 一
総 務 部 長 湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者
総 務 課 長 安 田 貢 治
市 長 公 室 課 長 福 士 勇 弘
政 策 調 整 課 長 熊 崎 一 興
税 務 課 長 峯 田 和 興
会 計 課 長 福 井 哲 生
市 民 部 長 高 橋 豊 人
市 民 生 活 課 長 東 正 史
社 会 福 祉 課 長 近 藤 恭 久
兼 子 ども 通 園 セ ン タ ー 所 長
介 護 福 祉 課 長 中 村 一 進
兼 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長
経 済 部 長 佐 藤 進 巳
経 済 部 審 議 監 田 伏 清 巳
商 工 労 働 観 光 課 長 河 原 希 之
農 政 課 長 小 林 哲 也
建 設 部 長 金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監 古 木 信 繁
建 設 部 技 監 山 梨 政 己
土 木 課 長 荒 木 政 宏
建 築 住 宅 課 長 佐 藤 武 雄

建築住宅課副審議監	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	渋谷正人
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	氏家実彦
管理課長	渋谷和彦
経営企画課長	山田基博
医事課長	朝日紀博
地域医療連携課長	細川仁
診療情報課長	山川和弘
附属看護専門学校副審議監	佐々木裕二

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	井上克也
教 育 次 長	和泉肇
兼スポーツ振興課長	
学 務 課 長	大西俊光
社 会 教 育 課 長	
兼公民館長	山下克己
兼図書館長	
学校給食センター所長	橘加奈子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 局 長	中出利明
---------------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
選挙管理委員会事務局次長	安田貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐藤進
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小林哲也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 局 長	河端一寿
事 務 局 次 長	高橋伸二
事 務 局 主 幹	佐々木純人
事 務 局 係 長	杉村有美

開会 午後 2時48分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には増山裕司委員を指名します。

休憩 午後 2時48分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午後 2時50分

○委員長 北谷文夫君 ここでお諮りをいたします。

本日の委員会に村上新一氏から委員会の傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時51分

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第2号 砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について、議案第4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第

6号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算の15件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の順で審査する方法を進めたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第2号 砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 少々質疑をさせていただきます。

これは、制定の理由では地方自治法の施行令によってということなのですが、ほかのまちを見てもっと早く同じような条例を制定しているところがあるのですが、砂川の場合は何でここまで遅くなったのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 まず、今回議案を上程しました時期についてのございですが、平成16年の自治法改正以降、自治体において複数年度にわたる契約でこの条例を制定することが物品リース、役務提供について可能になってまいりましたけれども、当市は従前より複数年度にわたる契約については債務負担行為の議決をいただく中で、その中で執行してまいりましたけれども、今般市立病院が改築後、例えばこの条項の中に該当する医療機器のリース、保守といったような件数が非常にふえてきている状況で、来年4月より市立病院が地方公営企業法全部適用の移行に当たって、これを機会に市を含めて一層の契約事務の事務合理化、効率化を図ってまいりたいと、そういったことで今回議案の上程に至った次第でございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そもそも市立病院というのが随分大きく今回の条例制定に影響しているようなのですが、今までは債務負担行為でずっとやってきて、毎年毎年議会に上程されて、我々もそこを審議するという形になっていたわけですね。それが複数年度を1年で契約されてしまうと、そこまではしっかりと契約だということになるということなのだと思うのですが、市立病院のほうは別に置いておいて、こちらのほうでは大体どんなようなものがこの対象になるような予測をされて今回条例制定に至っているのでは

うか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 市役所側で想定しているこの条例の該当する契約という点では、例えば消防設備点検の保守ですとか、現在車両についてはほとんどが新規には購入しておりますけれども、一部リースといったようなケースもございますので、そういったことを想定している状況でございます。

また、債務負担行為と長期継続契約についての使い分けということについても若干ご説明申し上げたいと思いますが、この条例を導入することによって本市これまで債務負担行為の議決をいただいてきたものを全て長期継続に切りかえるということではありませんで、長期継続は長期継続、債務負担行為についてはやはり後年次の債務を担保するものであるということで、今まで例えばし尿運搬、ごみ収集、学校給食運搬というような業務について債務負担行為の議決をいただいておりますけれども、こういった当初受託側が大変な設備投資を必要とする、そしてこれがとどまってしまう、途中で途切れてしまうと大変市民生活に重大な影響が生じるというものについては今後も債務負担行為の議決を求めてまいりたく、こちらの長期継続については、市立病院は置いておいてということございましたけれども、市立病院の医療機器保守など、そういったものについて該当させてまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市立病院の関係は、全適になったとしてもこれはここの条例に縛られているというか、いたということなのですか。今後もそうなのかどうかなのですかけれども、もう少し言えばそっちの給食とか、そういうほうがそうになっていくのかなとふとと思っていたのだけれども、そっちは債務負担行為でやっていって、具体的に言うと車両のリースとか保守点検というのは今2つ出てきましたけれども、今までこの条例つくっていなくてもそんなに支障はなかったのではないかと思うのです。これを今条例制定することによって、どこがどういうよさになっていくのかというところをお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 本条例を導入することによるメリットというものについて改めてご説明申し上げますと、この条例を適用させることによって複数年度、契約額としては後年次は予定額という形で、そこが長期継続契約と債務負担行為の大きな違いでございますけれども、長期継続の場合には予算はその年度ずつ予算案を審議、議決いただく。それに対して債務負担行為は当初から後年次の債務を担保するというところで違いがございますが、ただこの長期継続を導入することによって年度が始まる前から契約行為に至ることができる。また、複数年間の契約に至りますので、例えばリースの中には複数年の中でより安価になるものもあろうかとも思いますし、契約書の作成という点では複数年度の契約書が1度の契約で済むという事務の合理化が図ってまいります、そのように考えてござ

います。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 となると、この条文の中にただ単純に複数年度ということではなくて、ある程度最高の年度というぐらいのことは書いておいたほうがよかったのではないかなと思うのです。そうでないとこれ一体……。では違う聞き方にすると、大体何年ぐらいを長期というふうに考えていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 年数の想定につきましては、物品リースの場合基本5年間でありますが、その物品の耐用年数に応じてそれより長いということもあろうかと思っております。また、役務の提供に関しては、人件費の増減ということもございますので、基本3年と考えてございますが、いずれにしましても本条例の議決をいただいた後に運用要綱を定める中で、その中で年数については明記してまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 仮に3年契約しました。契約を受ける側に僕がなるとすると、3年間はちゃんと契約してくれるのだなということはある程度保証されたと思うのですよね。だからこそ1年契約ではないメリットが出てくるのだろうと、受ける側ですよ、と思うのです。仮にこちら側が発注者にとってみると3年はちょっと無理かなとなったときに、どういふふうに契約を破棄するということになるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 長期継続契約については、契約条項の中で、この契約については予算としましては単年度ずつの範囲での、後年次の契約額については予定額ということで、それを了承いただいた上で契約を締結する形になってまいります。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 ちょっと私のほうからお話をさせていただきます。

債務負担行為との違いにつきましては、債務負担行為につきましてはその契約年度の全てについて予算化されているという形になりますので、受ける事業者さんは全て必ずその範囲の中で支出がされるということが見込まれます。ただし、長期継続契約につきましては、契約は例えば3年間契約をいたしますけれども、その契約書の中に予算の議決がなければ契約は破棄されるというような条項も必ず盛り込むことになっております。そのような関係でかなり違うものがございます。ですので、先ほど課長が答弁いたしましたとおり今市で行っておりますいろいろな、し尿ですとか、それらの委託につきましては市民サービスにかかわるものですので、そのサービスが途中で途切れることは好ましくないと考えておりますので、現状のとおり今後につきましても債務負担行為で行っていきたいというふうに考えております。そのような条件がなくて、基本的にリースという部分等について事業者さんの了解が得られた部分につきましては、新たな形の中で長期継続契約として、

ですけれども先ほど言いました条項は必ず加える中で契約をしていただける、そのような部分につきましては長期継続契約としてやられることが、今なぜこのタイミングだということもあるのですけれども、こちらにつきましても今回病院の全適の部分がありまして、契約事務につきましても病院のほうでこれから担っていただくということで、それらについての打ち合わせ等も行った中で、事業者さんに確認すると5年間、このような長期継続契約でありますけれども、5年間契約するという前提があると、例えば委託料ですとかリース料に幾らかのメリットが、市側としてのメリットが出せるというお話もありましたので、今回このような形の中で条例を制定させていただきながら、そのメリットも享受しながら事務の効率化、合理化を図っていきたいという考え方でございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私のほうからも確認ということで聞かせていただきたいと思います。

今ほど小黒委員を通して私の知りたいことも質疑していただいたので、私なりには理解はさせていただきましたけれども、まず1点、ちょっとわからないこともあるものですから、この第2条の中で経常的かつ継続的な役務の提供といった部分があるのですけれども、先ほど恐らく物品の借入れの関係は主にリースの関係、これ医療機器の関係なのかなと思いますし、さらには市サイドでいうと消防設備の保守点検だとか、一部車両のリースといったことがあったかと思うのですけれども、その(2)の経常的かつ継続的な役務の提供といった場合にはどういったことが対象というか、想定されるのか、この辺を確認ということで聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 こちらの役務の提供につきましては、例えば医療機器についても機器をリースした後、その後継続的に途切れることなく保守をしていかなければならない、そういった点で医療機器の保守業務ですとか、先ほど申しました消防設備の点検についても点検日そのものは限られた日ではありますが、何かあった場合には常時連絡するというのを前提の契約締結でございますので、こちらの役務の分類に入ってこようかと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。

最後に、もう一点だけ。長期継続契約の場合は、毎年度恐らく予算の中でかかわりが出てくるのかなというふうに私は受けとめたのですけれども、我々議会のサイドとしてはこれは長期継続契約としての対象となっておりますよといった部分についてを知る機会というのはどういった場面なのか、この辺も確認ということで聞かせていただけないかなと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 長期継続契約にこれが該当しているということについて、予算

案では例えばそれぞれに要する経費の委託料の中の項目としてはこれが長期であるという
ような表記はされない形になりますので、申しわけございませんが、はっきりとこれが長
期該当であるというのは受託される業者の皆さんには入札段階で当然お示ししていますが、
議会での審議という点では明記はされておらず、予算書の中でご理解を賜ることになるう
かと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。強いて言うと、そういった部分で計上とかされてきたと
ときには、我々議員サイドはどういう形になっているかといったことも確認をしながら進め
ていくといったことになるのかなというふうには私は推測をさせていただいて、終わりたい
と思います。

○委員長 北谷文夫君 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第2号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定についての審査に
入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 私から議案第5号の空き家のほうの条例に関して1点確認させていた
だきたいのですが、先ほどの説明でわかったのですが、緊急時の場合は例外だとは
思うのですが、一般的なこの啓発、勧告、それから命令等々までいくと思うのですが、
そういった流れの期間というか、スパンですか、それをどういうふうに考えているの
かお教えいただきたいと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 空き家の行政指導ですとか行政処分に要する想定されてい
る期間ということでございます。空き家の状況ですとか、さまざまなその案件の性格によ
っていろいろ期間は違って来ると考えております。ただ、例えば市民の方から情報提
供があったと。担当のほうでこれを速やかに調査をしまして、所有者等がはっきりしてい
ることであれば、特に市内に住んでいる方であれば即お会いして状況をご説明して、しか

るべき適正に管理していただくように指導なり助言をします。その状況により、措置に対して費用ですとか、期間ですとか、これもさまざまだと思うのですけれども、その方とよく相談しながら所有者の責任をもってきちんと処置していただくと。これが例えば1カ月から3カ月かかったり、状況によってもう少しかかる場合もあるかと想定しております。粘り強く所有者の方とお話しして処置してもらおうと。なかなかそれが適正に処置されなければ、その先の勧告とか命令とかいくわけなのですけれども、条例の中でありますように勧告に行く場合には審議会にお諮りすると。審議会を経て勧告が適正というような答申がされれば、速やかに勧告していきまして、それでもきちんと処置されない場合は命令にいくと。命令する場合、いろいろ行政事件訴訟法とか、そういう法律の規定がありまして、例えば命令された方は処分を知った日から6カ月以内に処分の取り消しの訴えができるとか、そういう規定がございますので、命令から6カ月間は期間を置かなければならないと。命令したにもかかわらず、それに従っていただけない、きちんと処置されない場合は公表のほうにまいると。これ先ほど申しましたように、命令から6カ月は期間を置かなければならないということで、事案によっていろいろ期間は変わるのでございますけれども、1年以内で公表までいく場合もあれば、もう少し期間のかかる場合もあるのかと想定しております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 状況、場合によってかなり違うのだらうなというのは想像はできるのですけれども、ある程度期間決めないとどうなのかと思うのですけれども、例えば一回一回のステップで何らかの事情でごねるといふか、いたずらに期間が延びていくような気もしないでもないの、ある程度最初の指導というか、その段階である程度期限を相手側に迫ることはできないものなのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 いたずらに期間を延ばそうとするような方については、毅然たる態度で臨まなければならないと考えますが、中には所有者が死亡していて相続される方が複数いて、そのうち何人かが居所不明ですとか、相続者の一人の意思ではなかなか簡単に処置できないというような場合もございますので、その辺は状況に応じて適宜対応してまいりたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 本当にそういう状況が想定されるから、なおさら半年なら半年の間に決めてくださいよとか、3カ月なら3カ月の間に決めてくださいよというのがないと、あの人と連絡とれないからといって延びそうな気がするのですけれども、そのあたり大丈夫ですか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 提案説明でもございましたように、この条例を制定した目的は、従来も建築基準法ですとかいろんな法令に基づいて指導しておりますけれども、よ

りスピーディーな対応をしたいという考えで条例制定しておりますので、その辺はより速やかに対応してまいりたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、今回新しく条例ということで制定に向けて提案をされているわけですが、ここで初めにまずお伺いしておきたいのが、本会議はきょう初日でしたので、主要行政報告も見させていただいていますけれども、報告の中にはありませんでしたが、記載された中では、これに当たって（仮称）砂川市空き家等の適正管理に関する条例、素案ということでのパブリックコメントも実施はされたけれども、特に意見とかなかったといったことがあったわけですが、今回初めて条例制定に向けて動いているわけですが、まずは初めにこの辺意見とかなかったということを含めながら、この条例制定に向けて私は今後PRも含めて大変重要な部分出てくるのかなと思うのですが、まずその辺の考え方を聞かせていただけないかなというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 今回パブリックコメントを実施した結果、意見は寄せられなかったわけでありまして、今後この条例を市民の方に広く周知していく必要があると考えております。方法としましては、市の広報に掲載するとか、ホームページへ掲載するとともに、パンフレットを作成しまして窓口ですとか、市民ロビーですとか、公共施設に配置して広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 まず、市民の皆さんにこの条例というものを知ってもらうための努力はしていただきたいなと思っております。恐らく市民の皆さんの中には、空き家に関するこの条例については自分のところは対象外だねとか、ひょっとしたら対象なのかなといったところでのそれぞれ意識の違いがあるのかなというふうに思っております。というのは、先ほどの総括質疑を通して答弁を聞いておりましたが、空き家の実態ということでは300軒中本当にこの対象となり得るのが10軒ほど、平成25年度においては100軒ほどの対象があるけれども、その中では対象がゼロ軒であるだろうといったことの報告というか、答弁もあったわけですから、そういった点では恐らく自分の今空き家といった部分あるのだろうけれども、その意識の部分が皆さんそれぞれ違いがあるのかなと思いますので、そういったことも含めながらしっかりとこの条例についてを知っていただく努力はしていただきたいなというふうに思っています。

そこで、若干確認も含めてこの条例について聞かせていただきたいと思うのですが、この条例、定義もございまして、もう少し私もわからないところがあるものですが、聞かせていただきたいのですが、まずは空き家等といったことから、建物または附帯する工作物といったことがあるわけですが、工作物となると例えばどういったことが対象となってくるのか、想定されることを聞かせていただけないかなと思います。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 工作物につきましては、建物に附帯します門ですとか、塀ですとか、擁壁、看板、通信のための柱などを想定しております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 中身的にはわかりました。

その中で、これ空き家ではないのですけれども、物置等があつて、物置にも大小いろいろな広さがあつたりもすると思うのですけれども、基本的にこれは人が住んでいるわけではなくて、ただやっぱり老朽化をしていくと物置自体が倒壊したりとか、強いて言うと剥がれて飛散してしまつたりとかという可能性があるわけですから、そういった物置なんかも今回この空き家の制度の中には対象としてなっていくのかどうか、これも聞かせていただきたいなと思います。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 空き家に附帯する物置ですとか、車庫もこの条例の対象に含まれます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 工作物の中には、車庫とか物置も入ってくるというふうに受けとめておきたいと思います。

それで、この第2条の(2)の中でも管理不全な状態ということなものですから、管理不全な状態、市としてどういう位置づけで管理不全な状態なのかということ聞かせていただけないかなと思うのですが、というのは例えば空き家でももう半壊状態になっている、空き家ではないですね、もう半壊状態になっているのは、形としてもう壊れかけてしまつている、もしくは半分もう倒壊、倒壊というより壊れかけている、もうなくなりかけているとか、屋根が落ちてるとかといった部分もあるかと思うのですけれども、こういったものはこの管理不全な状態としての対象としてなっていくのか、もしくはそれは別だよといったことになっていくのか、そういったこともどのような考えをされているのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 この条例の制定時に既にほとんど倒壊していて建物の体をなしていないものについては、条例の対象とは考えてございません。条例の主な目的として、そういう管理不全な状態になるのを未然に防ごうという考えがございまして、そういう建物の体をなしていないものはこの条例の対象ではないと。ただ、従来そのようなものは建築住宅課で対応している経過がございまして、それは条例とは別に建築基準法等既存の法律の中で引き続き対応していきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。その判断というのは、市民の皆さんにとっては非常にわ

かりづらい部分あるかと思しますので、空き家としても倒壊しているから空き家の条例の中に入って行くのではないだろうかといった問い合わせもあるかと思しますが、恐らくこの提案説明を聞いた中ではそういった情報を受けたときには状況も含めて把握していくといったこともありますので、そういったことを通しながら実施していただきたいなと思しますが、

それで、続いてなのですが、第2条の(3)の関係ですが、後段のほうに「又は管理する者をいう」という管理する者ということの関係で、これはどういったことを指していくのか。例えば普通の住宅でも所有権がどんどん、どんどん移転していったりする場合もあるだろうし、それが例えばどこかの会社のものになっていったりとかということもあるかと思うのですが、この管理する者というのはどういったことまでが対象というか、想定される分なのか、この辺聞かせていただきたいなと思します。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 「所有し、又は管理する者」としましては、例えば所有者は登記簿上亡くなっている方で、その方から受け継いで相続されているけれども、所有権は変わっていない方ですとか、所有者が遠くに居住していて管理を委託されている方とか、もちろん所有者の方も責任あるのですけれども、そういう場合管理している方も責務があるというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。

最後に、第5条で情報提供の関係で聞かせていただきたいなと思うのですが、これは「市民等は、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、市長に対し、当該状態に関する情報を提供するものとする」ということで、第4条は所有者等の責務でありますけれども、この第5条というのはこういった場合の空き家を含めて防犯上、防火上、さらにはいろんな倒壊も含めた中での情報はしっかりと提供しなければいけないのではないかと、場合によったら市民の責務になっていくのかなというふうに私は受けとめてしまっているのですけれども、この辺の考え方はどのようになってくるのかなと思うのですが、お聞かせいただきたいと思します。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 第5条の関係ですけれども、市民は知り得た範囲の中で積極的に情報を提供していただきたいというような定めでありまして、市民が責務を負うものではないかと、

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。市民が責務を負うものではないということでは理解をさせていただきました。たしか毎年各町内会を通して空き地、空き家の管理の状況を把握しているかと思うのですが、把握というか、その依頼はされているかと思うのですけ

れども、やはりそういった情報提供を求める動きというのも今回のこの空き家等の適正管理に関する条例の中では情報を収集する一つの場となっていくのか、この辺を最後に聞かせていただきたいなというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 従来空き地のほうで町内会の情報をいただいているかと思いますが、空き家に関しましては、直接町内会の方に伺ってというのは今当面は考えておりませんけれども、まず市民の方からの情報、ただ情報提供という中では町内なり自治会の方からの情報もあろうかと思えます。それについて市が調査して把握していくと。今後その把握調査進めていく中では、また必要に応じて町内会の方と協議する場面も出てくるかとは考えております。

○委員長 北谷文夫君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 これの運用に関することで確認というか、お聞きしたいことがあるのですが、空き家等なのですけれども、空き家でない、住んでいるけれども、管理不全な状態というのはこの条例に該当するのかなのか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 この条例で対象としているのは、あくまでも空き家でございます、人が住んでいるけれども、管理が悪いか、近隣に迷惑なり危険を及ぼしそうなというのはこの条例ではなくて、別な既存の例えば建築基準法ですとか、既存の法律のほうで対応してまいります。

○委員長 北谷文夫君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 それともう一つ、家というのは必ず地面の上に建っているのですけれども、土地の所有者との絡みというのはこの条例の中でというか、この空き家対策の中では何か可能性があるような法律というか、そういう手続があるのかなのか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 今のご質問ちょっと整理させていただきますけれども、底地と建物が違う場合というふうに理解させていただいたのですけれども、実際にあったことではありますけれども、まず土地の所有者の方にお話をして、建物の所有わかっている場合もありますけれども、いらっしゃらない場合もあるということで、基本的には建物のほうに、最初所有者の方にお声をかけて、それでその経過を土地の所有者の方にもお知らせをするというような対応でやっておりましたが、これからも恐らくそのようになると思います。これに限らず、いろんなパターンが委員のご存じのとおりあると思いますので、一定した取り組みというのはなかなか難しいかもしれませんが、今回この条例を設けまして、その中でまたいろいろ運用も含めましてこれから勉強しながらやっていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 今ほど尾崎委員のほうからお話ありました空き家ではないけれども、長期いなくてちょっと危ないとか、情報提供として来るかもしれません。そういう場合は、それは条例でないから受けられませんとか、その辺の対応はどういうふうになるのですか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 市民の方からの情報提供の中で長期間あいたものの対応はどうするのかというようなご質問だったと思うのですが、こちらのほうは情報提供いただきましたら台帳なり、そちらのほうに記録いたしまして、一定期間いない、もしくは教えてくれた方、または近所の方がまた戻ってきたというようなことがあれば一番いいのですけれども、そのまま情報を受けたままですとずっと台帳上空き家の状態になっているかもしれませんので、そちらのほうについては調査をかけるか、もしくは定期的に水道の休止届けということの内容で確認ができますので、整理をしていきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、それにちょっと関連するのですけれども、審議会の委員が5人ということなのですから、その点の中で市長が委嘱する5人の内容をまず教えてください。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 審議会につきましては、条例の第12条で市長が委嘱する委員5人をもって組織するとございまして、それを受けまして規則の第7条で審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するという中で第1号、弁護士、第2号、建築士、第3号、関係行政機関の職員、第4号、その他市長が必要と認める者というふうに定めてございます。第3号の関係行政機関の職員につきましては、警察ですとか、消防ですとかというような機関の職員を想定しております。第4号、その他市長が必要と認める者につきましては、例としまして町内会連合会の役員の方ですとか、そのような方で委員5人をもって専門的な見地から審議をしていただくということを考えております。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、その期間、委嘱の、まず期間をお聞かせ願います。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 期間につきましては、規則の第7条第2項で委員の任期は2年とし、再任を妨げないというふうに規定してございまして、審議していただく案件が生じた場合、発生した場合に市長が委員を委嘱して、その時点から2年間の任期ということで考えております。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 次に、沢田委員のほうからもお話あったのですけれども、パブリックコメントの募集はなかったということなのですから、この条例をするに当たって市民の

ほうからはなかったのですけれども、関係機関等の例えば警察だとか消防とか、そういった部分との何か会議みたいな、話し合いみたいなものというのはあったのかどうかということ。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 関係機関のうち消防につきましては、昨年からの庁内の検討会の中でメンバーに入っていて、この条例の関係ですとか、実態の把握の方策ですとか、その辺について一緒に協議させていただいております。警察につきましては、実際に市民の方からいろいろ相談ですとかあった中で警察のほうと連携をとって実際に現地で状況調べたり、対応策等の検討をしておりますので、今後この条例を進めるに当たって連携図りながら進めていきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 では、最後に1点なのですけれども、関係機関との連携という部分です。第13条です。その関係に必要な協力を求める範囲というのですか、どこまで、警察とか、その考えている関係機関、あるいは協力というのはどこまでなされるのか、考えているのかということをお聞きします。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 関係機関、警察とか消防とか、あと道路の通行に関するものについては道路管理者とかございますけれども、やはり警察のほうは防犯上ですとかいうことで協力を求めていきたいなど、消防のほうは防火上の観点から連携しながら進めていきたいと、道路管理者については道路の交通の関係で連携しながら進めていきたいと考えております。

○辻 勲委員 あと、必要な協力を求めることができるというのは例えばどういう、どういう人たちということを使ったのですが。

○委員長 北谷文夫君 再答弁、建築住宅課長、どうぞ。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 例えば警察ですと、以前にあったのですけれども、市のほうで所有者がなかなか捜せなかった中で警察の情報網の中で所有者と連絡とれたというような場合もございます。道路管理者については、幹線道路に面している場合は交通規制ですとか、そういうようなことで協力いただく場合もございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回のこの条例で罰則を設けることができなかった理由というのは、どういうことなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 罰則の規定を設けなかったのは、所有者の責任において是正、適正な管理をしていただく、それに対して指導助言していくことに重点を置いたのと、罰則を設けても空き家の問題は解決しないというようなことで罰則は設けており

ません。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この条例制定で300軒ある中で10軒が今管理不全だという把握はされているようなのですけれども、条例制定することによってそこに向かって大分楽になるのか、原課としては。その辺はどうでしょう。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 把握調査の部分できちんと明文化されて、把握のために調査ができるということで、敷地内に立ち入って調査できるとか、そのようなことで迅速な対応できると考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後です。公表というのが多分この中では一番重い、罰則とは言えないけれども、ではないかなというふうに思うのですけれども、この公表というのはどういうふうに行われるのですか、具体的には。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 公表は、砂川市の公告式条例に基づきまして市内5カ所の掲示場がございます。ここに掲示するのとあわせて、現在考えておりますのはその現場に看板を立てて公表の内容ですとか、所有者に関して掲示していきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ここに3項でありましたね、掲示板。掲示板というのは、市役所の前とか、ああいうところですね。そうなのですね。あれって見るの。見ないと困るけれども。あと、その土地のところを立て看板立てる、これは立て看板ってそこに来ないから空き家がうまくいかないのだよね。この公表の中で例えば広報すながわに、市内の人ではないかもわからないから、例えばホームページとか、そういうことはできないことになっているのですか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 検討会の中で公表の方法についていろいろ検討いたしました。市内の掲示場、済みません、条例で定めた6カ所あるのですけれども、そこだけの効果ではちょっと薄いので、現地に看板を立てようと。ホームページとかに載せますと、これは全国に知らしめるということになってしまうので、ちょっとまず第1弾としてはそこまでではなくて掲示板と現地ということで考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 全国に知らしめるからいいのではないのかなと、その公表というのが。これ公表するということは、個人情報はどうのこうのことではなくて、掲示板とかでなかったら絶対だめなものなのかどうか、どこか法的な根拠があってそうなのか、砂川市役所遠慮しながら公表しようということなのか、そこはどうなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 法律の中でホームページ掲載がだめだとか、そのようなことはないのですけれども、今までそういう公表ですとか全くやっていなかった中で、まず第1弾として掲示板と現地にとということで検討いたしました。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第12号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほどの総括質疑の中での月額の関係なのですけれども、もうちょっとお伺いしたいのが、2条で管理者が医師の場合に限るというところが意外と大きいのかなというふうに思うのですけれども、ほかのまちのというのを総括質疑で聞いていくと、その土地に来てくれるからみたいなの、何て言ったのかちょっと今忘れてしまっているのですけれども、あと月額プラス特殊勤務手当というのもたしか話が出たのではないかと思うの

だけれども、その合計で大体118万とか、旭川が145万ということだったように思うのですけれども、ここの部分で特殊勤務手当ってお医者さんというのはかなり今現在でもらっているものなのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 先ほどもご答弁申し上げましたが、月額については132万6,900円ということをご説明してきたとおり当院医師に適用している医療職給料表の最高月額、そして先ほど総括質疑の中で道内の状況でも若干ご説明申し上げましたが、他の市では定額プラスそこに出てくるのが地域手当といった金額であったり、調整額であったりといったことで、これさまざまでございまして、特殊勤務手当で当院医師に当たっている診療手当、こういった類いでは稚内市、さらには登別といったところが医師の場合につきましては特殊勤務手当、そういったことで支給していると。ただ、室蘭市の場合、ここは給料月額もそうでございますが、この特殊勤務手当といったものにつきましても企業職員、すなわち病院職員、その医師、その医師の額を考慮して市長が定めるということなんです。ちょっとここまでは把握し切れないものですから、ご答弁というか、お答えは差し控えた。そうした中では、当院の医師につきましても診療手当ということで、今回の事業管理者につきまして診療に従事した場合、これにつきましては診療手当を支給すると。その診療手当につきましては、院長の例により大体支給するというところで規定させていただいた。ちなみに、参考まででございますが、おおむね診療手当は必ずしも毎月定額制ではない部分がございますので、若干月々では変動いたしますが、現行の院長で約70万程度の月額となっているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 2条と3条、僕ちょっと間違っただけで捉えているのかな、給料があって、期末手当があって、全部合わせて最高額が132万を超えない範囲という意味なのか、この給料、2条の給料というのは月額132万というものがここにあって、さらにプラスしていくのかというところの確認だけ、ちょっとさっきのほかの例と違うような感じもするので、そこはどうなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 給料月額ということでございますので、あくまでも言うなれば私たちでいうと本俸、そういったことでございますので、この132万6,900円、この範疇の中でまず本俸が決まりまして、そのほかに先ほど申し上げた診療手当ですとか、さらには期末、勤勉というのはこの給料月額にそれぞれの率が掛かかって、そして支給されると、そういったことになってくるといったことでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後に。そうするとさっきの例が出ていました函館、稚内、小樽、旭川とはちょっと違うというふうに確認をしていいですね。

○委員長 北谷文夫君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 先ほど例で申し上げました旭川市ですとか小樽市、稚内市でございますが、函館市も事例で申し上げました。ここにつきましては、管理者の給料月額が78万円であったり、88万円であったりするといったことからすると、その違いはございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第3号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 本日はこれで散会といたします。

大変ありがとうございました。

散会 午後 3時52分